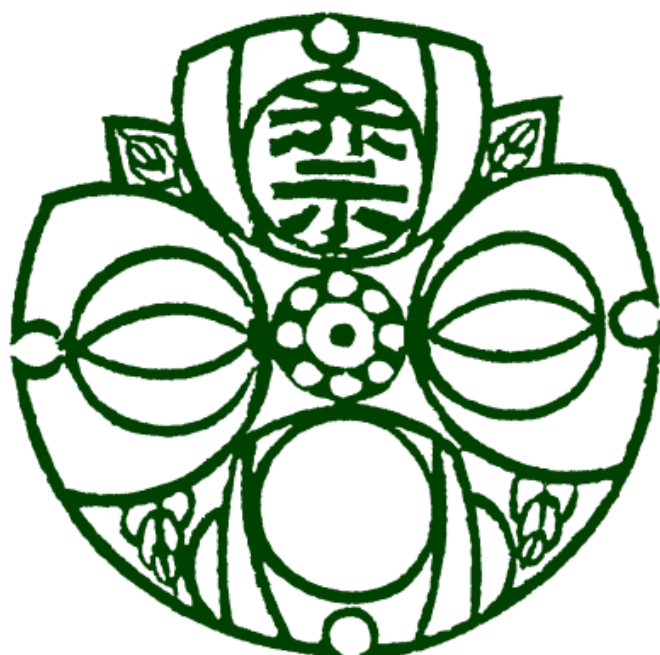


# 赤見台第二小学校 いじめ防止基本方針



鴻巣市立赤見台第二小学校  
令和4年4月  
令和5年9月改訂

# 鴻巣市立赤見台第二小学校

## 学校いじめ防止基本方針

—夢や高い志の実現に向けて学校生活を送れるように—

### はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、学校いじめ防止基本方針を策定する。

## I いじめの定義といじめに対する基本認識

### 1 いじめとは

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめが認知された場合の早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止のための取組

赤見台第二小学校では、教育基本法の教育の目的を受け、学校教育目標を『かがやけ笑顔』『あかるく元気な子（身を鍛え）』『かんがえ勉強する子（知を求め）』『みんなとなかよくする子（気を広く）』とし、夢や高い志の実現に向けて一步一步努力する児童の育成を目指している。

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、道徳教育、特別活動、学級経営、情報教育、人権教育、教育相談、地域・保護者との連携等の全ての教育活動を通して、児童同士の心の結びつきを深め、社会性を育む必要がある。

さらに、児童が主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行うことが大切である。

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 1 生徒指導～基本的な生活習慣の定着を目指して～

小学校における基本的な生活習慣の育成は、児童の人格形成に大きな影響を与える。その育成に当たっては、生徒指導の計画に基づき、全職員が一貫した姿勢で、すべての教育活動を通して継続的に行わなければならない。人権尊重の精神を基盤に児童の自主性、自発性を大切にするとともに、規律正しい生活態度、善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係の育成に努めることが大切である。

#### (1) 各月の生活目標

学校・学年の実態から、基本的な生活習慣等で指導の必要なものを生活目標とする。児童に対して毎月全校朝会で指導し、生徒指導委員会で各学年の評価をする。

#### (2) 赤二つ子の約束

生活面・授業規律に関すること等をまとめたものである。保護者に配付し、家庭への周知を図る。

#### (3) あいさつ運動

元気で明るく、さわやかなあいさつを心がけ、よい1日がきれるようにする。職員、計画委員、代表委員、JRC委員、児童会等で当番を決め、正門・東門に分かれて実施する。

### 2 道徳教育～豊かな心の育成～

学校教育目標を「かがやけ笑顔（集う楽しさ できる喜び）」「あかるく元気な子（身を鍛え）」「かんがえ勉強する子（知を求め）」「みんなとなかよくする子（気を広く）」を受け、本校では豊かな人間性と感性の育成に努めている。未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

以下の取組を行っていく。

#### (1) 道徳の時間の確実な実践

全クラスで年間35時間以上の道徳の時間で豊かな心の育成を図る。

#### (2) 道徳の実践力に関する読み聞かせの実施

#### (3) 「彩の国の道徳」の資料で、道徳の授業を実施

### 3 人権教育～思いやりの心の育成～

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### (1) 人権作文の作成

人権問題を自分自身の問題としてとらえ、差別や偏見を許さず、お互いの人権を尊重できる児童の育成を図るため、児童の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文を作成させる。

#### (2) 人権メッセージの作成

いじめ問題をはじめとする人権問題について、授業や学級活動等で児童が主体的に考え、話し合う活動に取り組み、「人権メッセージ」の作成を通して、人権問題を解決していこうとする児童の豊かな人権感覚を育む。

#### (3) 学級活動（人権教育の視点に立った授業）の実施

「鴻巣市のすっ子ノート」を活用し、人権感覚を養う。

#### (4) 人権標語の作成

各学級で、いじめ0宣言の標語を作成する。各学級の標語を集め、JRC委員会にて学校の標語として一つにまとめる。学校の標語、全学級の標語を校内に掲示する。

#### (5) 道徳の授業参観

人権に関することを取り入れた道徳の授業参観を行う。

#### (6) 人権集会やDVD視聴

JRC委員会が中心となり、児童主体で進行させていく。また、人権に関するDVD視聴を行い、人権感覚を育む。

### 4 特別活動～望ましい集団活動による自主的・実践的な態度の育成～

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は子どもたちへ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

#### (1) 学級活動の充実

集団への所属感を感じ、自分たちの生活習慣を向上させようとするために、学校生活上の諸問題を中心に話し合い解決していく。

#### (2) 縦割り活動

異年齢集団で活動することを通して、学年や学級の異なる友達と交流する楽しさを味わわせるとともに、協調しながら自己の役割を果たそうとする態度を育てる。

#### (3) ふれあいタイム

縦割り活動を行い、異年齢集団での絆を深める。

#### (4) 児童会活動の充実

学校の全児童をもって組織する児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として自分たちの学校生活を向上させ、より豊かにしていくために自主的・実践的に活動する。

#### (5) 赤二小いじめ0宣言

児童会が中心になり、学級の代表児童が、各学級のいじめ0宣言の標語を発表する。

JRC委員長が、標語に込めた願いを添えて学校のいじめ0宣言の標語を発表する。

## 5 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を行い、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解していただく。

### (1) 学校公開・懇談会等

- 学校公開において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
  - 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話をきく。
  - 学級活動等で、いじめについてクラスで考えたり、保護者にインタビューする課題を出したりする。
- (例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」等のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

### (2) 学年通信アンケート

- いじめへの取組について、必要に応じて学年通信等を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。
- (例1)「標語募集」  
学校では、児童会が中心となり、「いじめ0宣言」を展開しています。
- (例2) いじめサインに敏感に！  
元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

### (3) 学校応援団の取組

本校では、学校応援団を早くから設置し、学習支援、安全安心、環境設備の各分野にて、取組を行っている。学習支援では、高学年の家庭科の授業、総合的な学習での手伝い等行っている。安全安心では、登下校の見守り、登校時のあいさつ運動の参加、環境設備では、委員会活動の児童と花壇の世話を通して交流し、相手を思いやる心や感謝の気持ち等を育む。

## Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方々とも連携して情報を収集する。

## 1 教職員のいじめに気づく力を高める

### (1) 児童の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る。

### (2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

## 2 いじめの対応

いじめの対応について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認める場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

( 分類 )	( 抵触する可能性のある刑罰法規 )
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする	…暴行、傷害
オ 金品をたかられる	…恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌な事をされる	…名誉毀損、侮辱

## 3 いじめは見えにくいことの認識

### ○いじめは大人の見えないところで行われている。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われていることを認識する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態。（カモフラージュ）

### ○いじめられている本人からの訴えはない。

いじめられている児童には①親に迷惑をかけたくない②いじめられている自分は大げ人間だ③訴えても大人は信用できない④訴えたらその仕返しが怖い等といった心理が働くことを認識する。

### ○ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネットがいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」等の兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

※いじめは、教職員や大人の目の届きにくい時間や場所で起きていることを理解し、背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係を築くよう心がける。

## 4 早期発見のための手立て

### 【日々の観察】 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、日常的にいじめの相談を受けるといった雰囲気作りに努める。

### 【観察の視点】 ～集団を見る視点～

一般的に、成長段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたか等、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

### 【教育相談（学校カウンセリング）】 ～気軽に相談できる雰囲気作り～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的なさわやか相談（毎週金曜日）を設け、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。また、本校では夏季休業中に、さわやか相談週間として個別面談を実施する。

### 【学校生活・思いやりアンケート】

児童対象は、奇数月にアンケートを実施する。

保護者対象は、学期の終わり頃に実施する。

児童や保護者からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見したり、相談を受けたりした時は、問題は軽視することなく、早期に適切な対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、又は、対応不要であると個人で判断せずに、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告・相談し、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

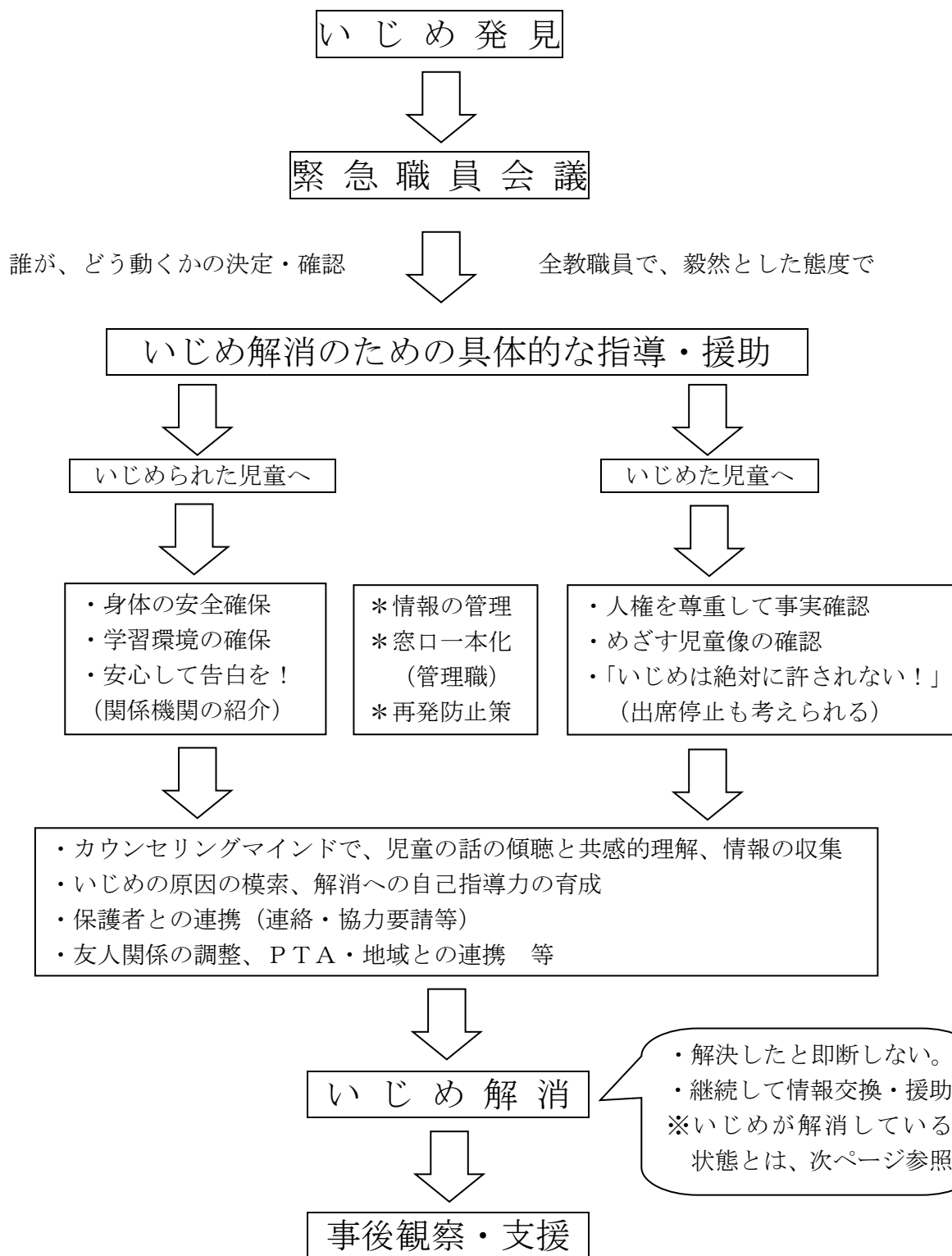
# 1 いじめ緊急対策

## いじめ緊急対策

◎いじめは人間として絶対に許されない。

\*「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に行うもの。

○常に「事あれば、先生方はすぐに動いてくれる」という安心感を！





○いじめが「解消している」状態とは、以下のように捉える。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を経過していること。  
ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、上記の目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。
- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切に指導を行う。併せて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

### (1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### 把握すべき情報例

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ・誰が誰をいじめているのか？          | [加害者と被害者の確認] |
| ・いつ、どこで行ったのか？           | [時間と場所の確認]   |
| ・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？ | [内容]         |
| ・いじめのきっかけは何か？           | [背景と要因]      |
| ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？    | [期間]         |

## 3 いじめが起きた場合の対応

### (1) いじめられた児童に対して

#### [児童に対して]

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」等を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### [保護者に対して]

- ・発見したその日のうちに、電話や家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に留意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

## **(2) いじめた児童に対して**

### **〔児童に対して〕**

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### **〔保護者に対して〕**

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

## **(3) 周りの児童に対して**

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## **(4) 継続した指導**

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、利用禁止の意図、また児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪等、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

### (1) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 〔保護者等に伝えたいこと〕

##### (未然防止の観点から)

- ・児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォン等を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったSNS特有の新しいトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

##### (早期発見の観点から)

- ・家庭で、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

#### 〔情報モラルに関する指導〕

- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

##### (インターネットの特殊性を踏まえて)

- ・発信した情報は、多くの人に広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

### (2) 早期発見・早期対応のためには

#### 〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携をする。

#### (書き込みや画像の削除に向けて)

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身または、財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況ごとに着目して判断する。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条より)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴え等を踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

### (3) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、鴻巣市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## **(5) 調査結果の提供及び報告**

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。

## **V いじめの防止等のための対策のための組織の設置**

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「赤見台第二小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

### **(1) 構成員**

この組織は、本校の生徒指導部会を母体とし、教職員、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により構成する。

また、必要に応じて市教育委員会、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

### **(2) 活動内容**

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

### **(3) 開催**

- ・いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

## **VI その他**

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

本校は、学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。